

世田谷区告示第364号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和8年5月15日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和8年5月15日

世田谷区長 保坂展人

1 認定番号

(1) 28-1

(2) 28-1

2 変更の区間

(1) 世田谷区太子堂二丁目356番62の内

(2) 世田谷区太子堂二丁目356番46の内から356番62の内まで

3 変更の区域

(1) 延長 9.49メートル

幅員 0.05メートルから0.11メートルまで

面積 0.80平方メートル

(2) 延長 8.09メートル

幅員 0.57メートルから0.59メートルまで

面積 4.64平方メートル

4 供用開始の期日

令和8年5月15日

# 案内図

— 特別区道路線の区域編入部分（供用開始）

街区 太子堂二丁目10番

